

国立大学法人東京農工大学組織等の英語表記に関する規程

平成19年7月2日

19教規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「規則」という。）に基づく国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における組織及び役職の英語表記に関する事項について定める。

(英語表記)

第2条 規則に基づく本学における組織及び役職の英語表記は、別表に定めるとおりとする。

(手続き)

第3条 組織及び役職の新設及び名称変更があった場合、原則として当該部局において英語表記原案を作成し、国際交流委員会、教育研究評議会及び役員会の議を経て学長が定める。

(事務)

第4条 英語表記の制定に関する事務は、国際事業推進チームにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。